

文化審議会文化財分科会企画調査会
これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する
ワーキンググループ（第1回）【議事録】

平成29年6月22日（木）10:00～12:00
文化庁特別会議室

【袴田専門職】定刻より少し早いですが、皆さまおそろいですので、始めさせていただきます。ただ今より、「文化審議会文化財分科会企画調査会これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりくださり、誠にありがとうございます。私、文化庁美術学芸課の袴田と申します。後ほど座長をお決めいただくこととなりますが、それまでは事務局が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。まず、配布資料の確認をいたします。議事次第を御覧ください。

資料1 これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ設置について

資料2 これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ委員名簿

資料3 これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する基礎資料

資料4 これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する検討事項（例）

資料5 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

資料6 今後の進め方（案）

あわせて、佐々木委員からの御提出資料がございましたので、配布させていただいております。委員の方々の机上には、紙ファイルの参考資料とグレーの冊子、平成28年度文化庁委託事業「美術工芸品の公開活用の現状調査事業」報告書を置かせていただいております。また、半田委員より2種類の参考資料の御提供がございましたので、併せて配布させていただいております。不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、まず、山崎文化財部長より一言御挨拶申し上げます。

【山崎文化財部長】おはようございます。文化財部長の山崎でございます。「文化審議会文化財分科会企画調査会これからの国宝・重要文化財（美術工芸）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」という大変長い名称のWGでございますが、まずは、委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。またお忙しい中、本日は御出席賜りまして誠にありがとうございます。文化庁では、資料にもありますように、5月19日に文部科学大臣から文化審議会に対し、「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について」の諮問を行いまして、それを受け、6月1日から企画調査会を設置し、「これからの時代にふさわしい文化財の保存

と活用の在り方」について御議論を頂いているところでございます。

本WGにおいては、諮問文を踏まえ、特に美術工芸品の国宝・重要文化財等の保存と活用の在り方について御議論いただくこととしております。我が国には、先人たちが営々と生み出してきた、歴史的価値や芸術的価値の高い貴重な文化財が数多く守り伝えられています。これらは、私たちが過去の歴史に学び、現在の生活に活(い)かすとともに、将来にわたる新たな文化を創造する上で、なくてはならないかけがえのない遺産の数々です。一方で、地域振興や観光振興といった文脈の中で、文化財への期待が大変高まっており、政治、経済のグローバル化の進展や、過疎化や少子高齢化の進展等、我が国の社会状況は大きく変化しています。文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、これまで、それぞれのお立場で推進してきていただいた文化行政に加え、このような社会状況の変化にも対応できるよう、未来に先んじて必要な施策を講じることが求められています。

文化庁では、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を策定し、国宝・重要文化財を確実に保存しながら、公開を促してきましたが、策定から約20年が経過し、展示・保存技術や運用体制も変化してきています。文化財を適切に保存管理しながら公開による活用を進めるに当たり、当面は、国宝・重要文化財の公開に関するルールの見直し、指定された文化財と活用をより計画的に進めるための取組が求められております。また、文化財の保存と活用を支える美術館・博物館等の更なる機能強化を図り、今まで以上に文化財の魅力を発信することも求められております。あわせて、文化財を活用するためには適切な保存管理が必要なことは言うまでもありません。そのためにも、専門的人材の育成・確保を引き続き推進する必要があります。

これらを踏まえ、貴重な国民的財産である文化財の次世代への確実な継承と、国民が文化財に親しむ機会の積極的な推進に資するよう、様々なお立場で現場での実践を積み上げてこられた皆様に、今回の検討をお願いすることといたしました。

皆様の御検討に心から期待しております。自由闊達(じゆうかつたつ)な御審議を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【袴田専門職】次に、本WGの委員を御紹介いたします。浅見龍介委員です。

【浅見委員】よろしくお願いいたします。

【袴田専門職】岡部幹彦委員です。

【岡部委員】よろしくお願いいたします。

【袴田専門職】神居文彰委員です。

【神居委員】よろしくお願いいたします。

【袴田専門職】佐野千絵委員です。

【佐野委員】よろしくお願いいたします。

【袴田専門職】田辺昌子委員です。

【田辺委員】よろしくお願いいたします。

【袴田専門職】野口剛委員です。

【野口委員】よろしくお願いいたします。

【袴田専門職】半田昌之委員です。

【半田委員】 よろしくお願いいいたします。

【袴田専門職】 安村敏信委員です。

【安村委員】 よろしくお願いいいたします。

【袴田専門職】 なお、太下義之委員は所要のため遅れての御到着、佐々木秀彦委員は所要のため本日御欠席の連絡を受けています。

○議事（１） 座長の選任等

→半田座長，太下副座長を選出

【袴田専門職】 これからの議事進行につきましては、半田座長にお願いしたいと存じます。最初に一言御挨拶願えますでしょうか。よろしくお願いいいたします。

【半田座長】 改めましておはようございます。座長を仰せつかりました半田でございます。昨日京都国立博物館で打合せをしております、京都駅で帰れなくなり、京都駅で夜を明かして、朝、参りましたので、少し、むさくるしい姿で申し訳ございません。

山崎部長の御挨拶の中でもありましたが、大変長い名前のWGですが、諮問に対してこれからの時代にふさわしい国宝・重要文化財の保存と活用の在り方という重いテーマを頂いたわけですが、WGですから、仕事をして汗をかかないといけないという御用命かと思えます。私自身は大変力不足ではありますが、委員の先生方のお力をお借りして、何とかその御期待に沿えるように結論を出していきたいと思っておりますので、委員の先生方におかれましては改めて御協力の程、よろしくお願いいいたします。

それでは、早速ですけれども、議事（２）「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と公開の在り方等について」に移ります。まず、事務局より説明をお願いいたします。

【圓入美術学芸課長】 資料３，４について御説明させていただきますが、本日は１回目ですので、今後の進め方のイメージをお持ちいただければと思います。先にスケジュールについて御説明させていただきます。先ほど、山崎部長からの御挨拶でも触れさせていただいておりますが、資料６の左側にありますとおり、６月１日に第１回企画調査会、先日も第２回企画調査会があり、議論が進んでおります。諮問文も添付させていただいておりますが、諮問文に大きな柱が３つありますので、それに沿いながら、美術工芸品等の保存と活用に関するWGで御議論いただきたいと思います。本日は第１回ですが、夏には論点整理をすることを目途に御議論いただきたいと思います。第２回に有識者から御意見を頂き、第３回に論点整理の骨子案の御議論を頂きたいと思っております。１点、訂正でございますが、第４回のところ、論点整理（骨子案）とありますが、論点整理（案）に修正させていただきます。第４回には、論定整理（案）の検討を頂きまして、企画調査会でも平行して議論が進んでおりますが、こちらでも御意見を頂き、企画調査会で頂いた御意見につきましては、WGでも御報告しまして、全体としてまとめさせていただきたいと考えております。

それでは、資料３に戻らせていただきます。企画調査会の資料ですが、諮問の概要を添付しています。時間も限られますので、審議事項１～３を御確認ください。そ

の次のページ以降が諮問の本文ですので、適宜御参照ください。5ページですが、企画調査会では当面、集中して行うべき審議事項を挙げており、こちらを中心に議論を進めております。美術工芸品も含めての議論であり、上段にあります、文化財の一体的活用促進に向けた制度改正ということで、8月末に中間まとめ、11月にまとめを行い、次期通常国会で法案提出を目指しております。6ページですが、第1回企画調査会において配布された論点でございます。

続きまして、背景について御説明します。7ページは未来投資会議で、8ページは観光戦略実行推進タスクフォースで大臣から御説明させていただいた資料です。政府全体の関係省庁が参加する中での議論の内容でございます。今年に入り、文化資源を活用した経済的価値の創出ということで、文化経済戦略を夏までに検討の方向性、年内取りまとめという動きがあるということで、御参照いただければと思います。

続きまして、9ページを御覧ください。6月9日に様々な会議において閣議決定されたもののうち、関係箇所を抜粋したものでございます。下線部を御確認いただきますと、文化芸術立国とありますが、人材の育成、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る、とあります。9ページ後段ですが、未来投資戦略の観光・スポーツ・文化芸術の分野ですが、文化財の更なる公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談への一元的な対応等を行うセンター的機能の整備に取り組む、とあります。10ページには、観光の部分であります。地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、国立の美術館・博物館について、参加・体験型プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等とあり、観光の議論の中でも論点としてあがっております。10ページ後段に経済活性化とありますが、関連したものが更に詳しく書かれており、人材育成や、文化財の適切な周期での修理・整備という観点が出ております。11ページも御参照いただければと思いますが、このように様々な立場で政府内でもこれからの文化財の保存と活用に関する大きな方向性が示されていることも御参照いただきながら、今回は文化審議会の諮問に沿った美術工芸品に関する保存と活用の検討事項（案）を示させていただきました。

資料4を御覧ください。柱が1～3までありますが、これらは諮問文の大きな柱に沿って例として検討事項をあげさせていただいております。一つ目の柱の一つ目の○、これからの時代にふさわしい文化財（美術工芸品）の保存と活用の在り方について、先ほど山崎部長の御挨拶の中にもありましたが、様々な場面で公開に対する御要望があり、更に強くなっています。平成8年に文化庁長官裁定の国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項が策定されています。また、後ほど、樋口補佐から説明させていただきますが、美術工芸品の公開活用の現状調査報告書を拝見しますと、現場の方々の様々な課題、方向性をうかがうことができます。そのようなことを踏まえながら、ルールとなるこの要項を見直すだけではなく、それに必要な人材育成、基盤整備というようなことについても御議論いただければと思います。一つ挙げますと、文化財の材質や保存状態に応じて温度、湿度、照度、公開日数の在り

方について、具体的に御検討いただくという論点もあろうかと思いますが、これまでの現場での経験や知見の蓄積で様々な素材や保存状態に関する科学研究の成果も多く頂いているところだと思しますので、現場の方々が個別に対応されることにより活用されやすい、分かりやすいような観点からの見直しの方向性も御検討いただけないかと考えております。次の論点の二つ目の○でございます。こちらが諮問文の一つの大きな柱となっています、指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組についてでございます。これまでのこのような取組が進めていただいていたかと思いますが、先ほどの閣議決定の中でも出ておりましたが、適切な周期での修理による保存と活用を進めることが求められていると感じております。このような観点からも例えば美術工芸品の修理・保存・活用までの一体的な支援を行う取組として今後の方向性について是非御意見をいただけないかと思っております。また、これは企画調査会で御質問がありました、このWGの名称が「国宝・重要文化財等」となっており、現在、地域に様々な文化財もあるという状況ですが、必ずしも国指定の文化財だけではなく、例えば文化財の調査が未実施のようなものも含め、より専門的な調査を通じて新たな文化的価値を創出していただき、例えば地域の博物館・美術館も含めた展示といった活用、そのほかの手段の活用を通して、文化財を継承するというような仕組みをイメージいただけないか、と考えております。今回の諮問でも地域振興や観光振興ということがあり、それらにもつながるものがあるかと思っておりますけれども、そもそもの文化財の保存・活用といった観点から、また、地域の特性、特殊性を踏まえた取組の在り方についても御議論いただければと思っております。

2. 文化財の持つ潜在玉を一層引き出すための文化財保護の新たな展開ということでございます。こちらについては、諮問文に書いてございます、例えば、保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興・観光振興との連携の方策についてということ、それから、先ほど閣議決定にも出ておりましたが、文化財の公開・活用に係るセンター機能の強化、文化財の持つ力を社会に活(い)かしながら保存を図るための方策として、先端の科学技術と連携した文化財の新たな公開・活用方策についてと書かせていただいております。こちらは、諮問文では、高精細レプリカ、復元文化財という役割、位置づけについて御議論いただくことになろうかと思っておりますが、そういったものも含めた新たな展開というものを御議論いただきたいと思いますと思っております。更に近代の重要文化財の保存と活用の在り方として、今後の新たな展開に関する論点をあげさせていただきます。

3. 文化財を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保及び環境整備の在り方でございます。1つ目の○、学芸員等の専門性向上を含めた修理・保存・活用を促進するための人材育成・確保についてということでございます。後ほど、樋口補佐より報告させていただく調査結果にも出ておりますが、実際に文化財の保存や修理に関わる方々がどのくらい配置されているのか、という結果も出ております。実際のところ、配置はされていても保存修理に関わる専門家が配置されていない割合が高いという結果も出ており、様々な御提言を頂いておりますが、具体的に現段階ではどのようなことが考えられるのか、中長期的な方向性も含め、御

意見をいただければと思います。また、文化財を確実に継承するための環境整備ということでございますが、こういった様々な論点がある中で、第1回、第2回企画調査会で頂いた御意見を簡単ではございますが、御報告させていただきたいと思えます。まず、1つは人材育成という御意見が多かったかと思えます。学芸員の方々のお話もありましたが、いわゆる修理に関わられる技術者、職人の確保ということもございましたし、例えば、保存修理に関わる専門的な知見を持った職員をどのように配置するのか、ということだったかと思えます。もう1つ、文化財行政として地域に総合的に把握してストーリー性のあるものを一括して保存・活用を進めていく、という観点での議論が必要ではないかという御意見がありました。ただ、文化財の種別によって取扱いについては十分な配慮をしながら検討をする必要があるといったような御意見もあったかと思えます。それから、保存修理ということでございますが、より活用を促進していくためには、それらに対する御理解が必要である、という観点かと思えますが、そのためには例えばフランスの例を挙げておられました。収蔵庫や修理の場を外部から見学できるような形を取れないか、という御意見や保存と活用の観点から高精細レプリカの活用の在り方を議論できないか、というような御意見もございました。それから、美術館・博物館の関係でございますが、なかなか若者層においては日本の美術を学ぶ機会が少ないのではないかと、ということで力を入れるべきではないか、というような御意見もございます。追加で関連することですが、企画展示で貸与する際には地方の博物館の現場の学芸員の方々、日常に厳しい状況であるということでございまして、入り口として分かりやすい相談機能を置き、相談にのっていただけるような多くの専門職員が配置されるような状況をつくっていただけないか、というようなお話もございました。様々な御意見もございますが、昨日、頂いた御意見では、活用を進めるのであれば、今、起こっていること、例えば博物館・美術館で展示するときいき損の状況など起こっていますが、そういった現状を踏まえた課題を整理して方向性を検討することが必要、ということが御意見としていただいております。そういった御意見に沿いまして、私どもでできるだけ御議論いただく材料を御用意できればと思えますが、短い時間の中で様々な論点を御議論いただくということでございますので、夏までの間、3回ございますが、そこで是非この会議の終了後も含めて御意見いただきまして、論点をまとめさせていただきたいと考えております。私からの御説明は以上でございます。続きまして、先ほどの報告書について、樋口補佐から報告をさせていただきたいと思えます。

【樋口課長補佐】まず、参考資料2を御覧ください。報告書は美術工芸品の公開活用の現状調査事業の報告書でございます。公開承認施設等を中心にして、昨年、美術工芸品の公開活用に関するアンケート調査を実施しました報告書でございます。参考資料にはその報告書のまとめとして図表等が記してあります。この調査を実施した理由としては、我々53条公開については、報告が上がってきますので、どのような公開をしているのか実態として把握できますが、自館での展示等の実態については分からないので、アンケート調査を実施し、実際の展示施設の方々にお話をお伺いして、どのようにしているのかを調査させていただいております。結果として分かったこと

というのは平成8年の要項が一つの公開の目安になっている、ということです。貸出しをして展示をするとき、あるいは自館で展示をするときも平成8年の要項を目安として展示をしているということです。自館でかなり自分たちの規則というものを作ってそれに従って公開をしているというようなところも分かってきました。ただ、自館でルールを決めているのはかなり大きなところであるということが分かってきた、ということでございます。参考資料2の2ページを御覧ください。この平成24年～27年の公開回数については、1～4回の公開回数が98%になっております。また、公開期間については、その下でございますが、31～60日が約半数でございます。16日～30日が約1/4となっております。4ページを御覧ください。材質別の公開期間が書いてございます。報告書では、10～11ページでございます。全体の平均としては、67.3日でしたが、ここに書いてありますように、素材によって随分公開期間が違うということが分かってきました。これを参考に、今後平成8年の要項をどのようにするのか御議論いただくことになろうかと思えます。また、この調査につきましては、必ずしも展示の状況だけではなく、5ページにあるように国宝・重油文化財の公開活用についてもみなさんの意見を書いてございます。特に7ページからは個別の意見、公開活用についての課題についてどのような問題点について書いてございます。5ページの最初の部分、十分に公開活用ができていていると感じている方が6割を超えております。公開活用のための十分な体制が整っていると感じている人も6割います。また、意外でしたが、公開活用のための必要な予算は確保できているという人が約半数でした。ですので、この結果だけを見ると、何となくけっこう充実しているんだな、というふうにも感じますが、6ページ目真ん中の左側、公開活用を充実させるためには様々な課題があると感じている人は約8割にのぼります。その中でやはり問題になるところとして、保存環境、保存科学に関する専門職員の有無に関してみると、7割がいらっしゃる、平成24～27年度の保存科学に関する研修・講座の受講の受講状況として、受けていない人が56%というところに問題が見られるのではないかと思います。そのほかにも7ページ以降に施設設備上の課題として、公開環境を確保できる気密ケースがない、修復にかかる課題として、修理予算がつかず、公開活用ができない、運用体制上の課題として、専門学芸員の不在、保存担当学芸員の不足、財政予算上の課題として、年々財政が厳しい、企画展開催のための借用、輸送、保健等の費用の負担が大きい、公開活用にかかる制約の課題として、年間の公開可能期間・移動回数が限られている、また、調査研究に集中できる時間が確保できないと挙げられています。次ページには同じく展示スペースの課題や、展示設備が脆弱（ぜいじゃく）であること、地震対策、老朽化等の課題がございます。9ページにも空調の問題や、長期的計画が立てられない、IPMの問題等、様々な御意見を頂戴しております。このような意見に対応するべく、我々はこのWGで御意見を頂戴して、それを施策に反映できればと思っております。説明は以上です。

【半田主査】 ありがとうございます。ただいま、事務局の方から、資料に基づいた御説明がございましたが、委員各位の方から、今の御説明に対する御質問があればお出しただきたいと思えますが、いかがでしょうか。何でも結構です。

私としては、課長からお示したこのWGで検討すべき論点が非常に多岐に亘っている割には回数、期間が限られているという客観的な状況が浮かび上がってくるかなと思っておりますが、まずは御説明内容に対する御質問、何でも結構です。

【神居委員】意見でもいいですか。

【安村委員】まずは質問いいですか。

【半田主査】お願いします。

【安村委員】質問したいんですけど、国宝・重要文化財の適切な公開の在り方についてということを検討していくということでしたが、これは平成8年の取扱要項の運用に関して何らかの問題があったので、このような検討をしていく、ということなのでしょうか。

【樋口補佐】我々としては、必ずしもそういうことではないと思っております。公開をするに当たり、アンケート調査からも分かったように、平成8年の要項をかなり目安として適切に公開しているという実態が分かってきました。それを踏まえた上で、実態はそうなんだけれども、素材ごとに公開回数や期間が違うという実態がある程度見えてきたので、それを踏まえてどのように考えていくのかを委員のみなさまに御議論いただきたいと思っております。また、今申し上げた通り、様々な課題をみなさん抱えていて、課題もその報告書等ではっきりしてきており、それを今後、政府の方針として公開活用をしていくという中でどのように考えていくのか、というところが議論の中身であり、必ずしも平成8年の要項の改訂ありきということではないと思っております。

【神居委員】御説明いただきました実態調査の回答者ですが、303館のうち、回答者はどのレベルなのでしょう。それによって例えば予算確保できてるよ、と館長が言ってももしかしたら現場は違うかもしれないし。そのあたりはどうなのでしょう。

【宇田川調査官】このアンケート調査につきましては、3種類の内容を聞いており、文化財の公開状況や公開環境、また、館の体制等についてと、内容が多岐に亘っております。必ずしも一人の方が全部答えるというわけではないと思います。例えば予算については、事務系の方が答えていたり、現場の環境については学芸員が答えていたり、ということで館の中で様々な方が議論していただいて御回答いただいているという形になっています。自由記載を見てみますと、かなり現場の生の声が入ってきておりますので、管理職だけではなく、現場の声も広く取り上げて書いていただいたのかな、という感想をもっております。

【佐野委員】今、公開について御説明いただいた資料が比較的博物館の方に偏っているかな、という気がしますので、あえて伺いたいと思っておりますが、文化財保護法改正に向けた検討をしている中で、博物館法との関係はどうなっているのでしょうか。博物館の使命はやはり資料の収集だと思っておりますが、そういった中で今後どのようにお考えになるのか、ということをお先に教えてください。

【圓入美術学芸課長】最初に御説明が足りなかったと思いますが、今回は諮問に沿って御議論いただきたいということでございますので、博物館法の関係も出てくるかと思っておりますが、制度に結びつくのかということは御議論いただいた中でまとめさせていただければと思います。この辺は学芸員の方の話題も最近ありましたが、先ほど申し上げ

ましたひとつの例としては専門性の向上、環境整備ということでは御議論いただきたいと思っておりますが、それが博物館法に結びつくかどうかということは、今のところ事務局としては考えておりません。だからといって議論を避けていただくということではなく、周りの動きが速いので短期的に施策としてまとめておきたいものと中長期的に議論をじっくり進めていくものとを仕分をしながら御議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、適宜それに関する御意見をいただければと思っております。

【西井社会教育課長】 私は、生涯学習政策局社会教育課より、博物館が社会教育施設の一つであるという立場として出席させていただいております。文化財関係に限らず自然科学も含めて様々な収蔵品や自然史情報を取り扱う博物館を統一的に博物館法の中で取り扱っております。御案内のとおり、博物館法の中で博物館の役割としては、資料の収集ですとか、保存はもちろん重要なものではありますが、一方で役割の中に展示というところも入っております。そういう意味では、収集から展示に至るまで全てのプロセスを博物館法の中で概括的に取り扱わせていただいております。それを博物館の役割として定義させていただいております。そういう意味でこの議論は密接に関わりがあるわけですが、今回の検討を進める中である意味概括的に全てに渡るような博物館法の改正については、今回のWGで御議論いただく中では慎重に取り扱っていただければと思います。

【半田座長】 今までのお三方の御質問に対し、事務局の方で何か補足は特に大丈夫でしょうか。他の委員の方、御質問として何かおありになる方は。

【岡部委員】 二の目の柱の中の二つ目の○について、公開・活用に係るセンター機能ということが出ていますが、諮問の中ではこのセンター機能という形で読める部分がはっきりしないんですが、これはその上にある美術館・博物館の機能強化と基盤整備とうたわれておりますが、そのセンター機能とは、どこに付与しようとする前提での議論を考えていらっしゃるのでしょうか。

【圓入美術学芸課長】 先ほども少ししか触れていなかったのですが、補足で御説明させていただければと思いますが、資料3の9ページに戻りますが、「文化財公開・活用に係るセンター機能の整備」、「文化財の更なる公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談への一元的な対応等を行うセンター機能の整備」という部分が入っております。10ページにもそのようなことが書かれておりますが、想定されているのは、例えば10ページの後段の①にあります、「地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者への相談への一元的な対応」のように、国のレベルでと受けとらせていただいております。そういう意味では、この議論が行われておりました観光戦略実行推進タスクフォースの資料、8ページに戻っていただきまして、こういうことが考えられるのではないかと例示として挙げさせていただいているものがあります。左側後段に5つほど挙げさせていただいております。例えば、まとまって見ることのない国宝・重要文化財を、鑑賞機会の少ない地域や海外での展覧促進ですとか、全国に国指定文化財を活用した地域の企画に対する助言や共同実施、先端技術を活用した国指定文化財の高精細レプリカ・VRの作成・活用を促進、収蔵品等のアーカイブ化、専門職チームを設置し、これらについて対応する、

といったような提案内容が上がっております。地方の博物館の現場の方々，課題などを踏まえながら，ということになるろうかと思いますが，こう言った政策提言が閣議決定でもなされておりますので，是非このWGでも専門的な観点からどのような機能が現状から必要なのか，ということについて御意見をいただければと考えております。

【半田座長】 他の委員の方で御質問がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。今の御質問はごもっともな御質問が多かったと思いますが，このWGの目指す方向性というところについては，圓入課長から御説明がありました，諮問に対しての検討事項について方向性を与えていくということが第一義的なこのWGの方向性だということ，委員として認識した上で検討が必要かと思っております。また御質問の中にありましたように，見直すべき検討の所在というものがどこにあるのか，という整理もまた必要であろうと思う一方で，御質問の中にありました，たまたま御説明の中にこれからの国宝・重要文化財等のということで「等」も入るんだという御説明もございました。しかし，御説明いただきましたアンケート調査は公開承認施設を中心とする施設からの回答ということでまとめられたということで，一つ一つの事項を整理してみると背景には文化財保護法の中で運用されている文化財の保存と活用の実態がある一方で，それをほとんど保有して活用している博物館という施設については博物館法という体系の中にある運用がなされているという大きな枠組みがある一方で，公開承認施設の数としては，社会教育調査によると約5,700館であり，その中で，登録博物館あるいは博物館相当施設になっている博物館の施設の数としては約1,300，それ以外はほとんど類似施設として分類されており，公開承認施設のすべてが登録博物館あるいは博物館相当施設当というところで，イコールで結ばれているわけではない，という非常に複雑な二つの法律の中にある施設の位置づけというものがあるところの関係性も議論の中では念頭に置いておく必要があるのかな，と思っております。それと，もう一方で，博物館の総合調査のような調査結果や樋口補佐から御説明のありましたこのアンケートの中での個別の意見としてのコメントの中に出てくる具体的な課題というものは，やはり，5,700館の日本の博物館の約8割が非常に小規模，かつ地域レベルの博物館が多いということもあり，逆に言うと，1館当たりの利用者数というものも平均では，7～8万あたりだと推測されるわけですが，約25%が年間5,000人に満たない入館者の中で運用されているという実態があるということもいろいろ具体的な課題が現場から出てきている背景としてはあるんだろうと思っております。そういう背景がある中で，このWGについては，これから新しい時代に向けての文化財の保存と活用の在り方を考えていくということが与えられたテーマだということですので，限られた時間ではありますが，委員でおそろいの方たちすべてやはり現場の博物館・美術館の中でそういう視点を含めた貴重な文化財を長年にわたり扱われて保存の一方で活用も苦慮されてきた方々あるいは，文化財の保存というところについては科学的知見を随分お持ちの方もいらっしゃるという中で，委員のそれぞれの方たちの経験に基づいた知見，あるいはノウハウというものを共有していただいて，この検討を進めることが大事なことかなと思っております。というところを踏まえて，今日は初回で

すので、御質問ということではなく、今の御説明と質疑を踏まえて、資料4について御自身のお立場から感じたこと、御意見等をお一人5分くらいで忌たんのないところをお話しただけだと思いますので、よろしくお願ひします。御意見を出していただく順番として、浅見さんから順番にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【浅見委員】恐らく日本で国宝と重要文化財を展示公開している、これは誇らしく言うのではなく、そういう展覧会を数多くこなすことが使命になっていることと、そういうことによって全国の美術館・博物館の実は公開したいというのを蹂躪（じゅうりん）するような形で置かれている側面もあるので、申し訳ないという部分もありまして、そういうことを申し上げていますが、今、またこれからの時代、2020オリンピック・パラリンピックに向けてということもありますし、観光立国ということもあって、東京国立博物館にこういう役割を果たしてほしいという要求もかなり大きくなってきております。一つは、地方創生に対して東京国立博物館には11万件の所蔵品がある一方で、展示している数は年間でも1万数千点ほどですので、余分がたくさんあるのではないか、それを地方に大量に貸し出せばいいのではないか、というものです。また海外展ということで、海外に日本文化を紹介するという。またもう一つは東京国立博物館の来館者をどんどん増やせということ。そういった課題が大きく3つあるというふうに考えますと、所蔵品は11万件ありますが、作品の質や状態から展示に向かない作品が大変多い、ということが一つあります。それから、国宝・重要文化財を日本の中でまとめて一番多く所蔵しているところではありますが、どの国宝でも人が呼べるということではなく、国宝でも人気のないものはたくさんあります。そのように考えていくと、地方に貸し出し、海外にも貸し出し、自館でも人を集めるために十分な国宝・重要文化財、あるいは作品が東京国立博物館に有り余っているということは全然ありません。全く不足している。ですから我々今、特別展であちこちの所蔵者から拝借してそれで大変な人気を博す展覧会であったり、それほど人が入らない展覧会であったり、ということで運営しています。ですから、まず、地方創生という観点からすれば、私は個人的には地方、例えば各県に1年に1回貸し出す、1年に1回各県に貸し出すなんて無理なんです、ある県に貸し出したら数十年にはまた行けないということになるとすれば、それが地方創生に結びつくとは余り思えない。ですから、地方の文化財と言いますか、今、国宝・重要文化財になっている文化財、あるいは未指定の物でも把握されている文化財以外にも埋もれている文化財はまだまだあると。それを調査によって掘り起こすことによって、また国宝だったり重要文化財だったりになるものも出てくる可能性がある。そういうことを今、各市町村で悉皆（しっかい）調査的なものが終わっているところは少ない。それからまた、既に終わっていても近年の研究によって見直せば、やっぱりいいものだった、というものが出てくることは幾らでもあるんです。そういうことを文化庁あるいは国立博物館、各県の中核となる博物館等が地方と協力して行っていくことによって資源を増やしていくことが一つ大きな地方創生の本当の目的を果たすためには重要なのではないかと思ひています。海外展につきましても、日本の大変人気な作品を持って行ったとしても海外ではそれほど人

気がなかつたり、ということもあります。そこは海外での需要を調査し、その価値をよく認識していただけるようなやり方、工夫が必要であり、回数をたくさん増やすというだけではなく、質をあげることで何とかしていく、ということが必要です。東京国立博物館における展示については、今、多言語化や夜間開館の延長ということによって、これまで余り博物館に足を運ぶことのなかったお勤めになっている人たちが金曜日、土曜日は夜9時まで開館しているので、見に来ていただけるような環境づくりとかをしておりますし、日本語の解説だけではなく、英語・中国語・韓国語のキャプション、解説をつけることによって、日本文化を広く知っていただき、深く理解していただくことによってリピーターを増やすということもしておりますが、ただ日本語を翻訳すれば足りるというのではなく、それぞれの文化的背景をもったところの方々に分かりやすい翻訳、内容といった質を保っていくためには、人員も必要である、と。今度、翻訳専門の人が増えるということはありませんが、いろいろそういうことをやっていくには、人もお金も時間も必要である、という当たり前ですが、そういう問題が今、東京国立博物館にはあります。最後に一つだけ、そういったこと、例えば非常に分かりやすい例で言えば、夜間開館ということで、金曜日、土曜日は夜9時までやっていますが、やっぱり、12月や1月はがらんがらんです。監視員の人が目立つ、という状況でした。そういったところはやはり見直しをしていくということ、博物館が主体的にできるようにしたいというところがあります。少し散漫な話になりましたが、以上です。

【半田座長】 ありがとうございます。東博ならではの現状またお悩みのにじむコメントでしたが、岡部さんに続く前に太下委員が御到着ですので、御到着早々申し訳ないのですが、会議の冒頭で副座長に私から指名させていただきましたので、有無を言わずこちらにお座りいただいて、御挨拶をいただければと思います。

【太下副座長】 初回にも関わらず、大変遅刻いたしました、また不在の間に副座長まで拝命しまして、大変恐縮です。私は今民間のシンクタンクに所属しております、文化施策の研究をしております。文化施策は基本的に文化財というよりは現代の文化を中心とはしておりますが、ちょうどこの4月1日より独立行政法人国立美術館の理事も兼務で拝命させていただくことになりました、そういう意味では、国宝をお預かりしてみなさんに鑑賞していただくという立場にもなりました。大変重要な命題のWGだと認識しておりますので、皆様方と一緒に短い期間にはなりますが、いい方策について議論できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【半田座長】 よろしく願いいたします。それでは、岡部委員よろしく願いいたします。

【岡部委員】 こうした議論がなされるということ自体、今日的な課題なんだというふうに感じます。ユネスコの1978年の可動文化財、我々の言い方だと、動産ということになろうかと思いますが、それに対する勧告の中で博物館が増えたり、国際間の交流が活発になったり望ましい成果が出ている一方で新たな危機という問題が発生しているという課題の捉え方を勧告の中でもしていると思いますが、今回の具体的な論点に沿って感想や初回での印象を申し上げますと、まず、先ほど「等」があるので、文化財だけではないというお話もありました。もちろんそれが中心であることは間違いないと思いますが、一方でとにかくまだ指定に至らないというものがあるとい

う事実です。特に単品のものではなく、一括一群のものなど、調査の困難性、特殊性ということもあり、なかなか目録化もなされていないという状況がまずある、という、そういうものを保護の対象として明確にしていくという取組、つまり指定の方向で積極的に進めていく必要性、これはもちろんお金もかかることですが、前提として、そのことをまず一つ考えていかなければならないなと思います。もう一つはやはり活用ということは、公開を主とした活用ということがこの課題として定義されているように見えますが、公開のみが活用ではない、ということが共通の理解となるか分かりませんが、共通の理解になったらいいなと思います。それから、修理という問題、活用していく上で修理が不可欠な部分もあって、修理ができないで公開ができない、という部分もやはり間違いなくありますので、そうした部分の手当てというものをどう進めていくか、という問題も一方ではあるということ。それらを併せて言いますと、今回の議論の中で、今更ながらの話ではありますが、文化財が残っているという認識がまだまだあるのかなと思います。残されてきた、残すための様々な努力がなされてきた、という部分の認識というものが、これは私たちの努力不足かもしれませんが、その認識というものがまだまだ不足しているのかな、ということがあるのかもしれませんが、その理解を醸成していくこと自体、文化、文化財を大切にす文化、というものを広げる、という点で、その部分も併せてこの問題を考えることも必要かな、と思うわけです。更に加えて言うならば、今回のユネスコの勧告でも観光に資するものであるということは当然博物館なりが確かに肯定的に述べられております。その通りだと思います。そういう機能を持っていることも確かだと思います。ただ、現実には地方の博物館等を見ていると特に観光にのみ軸足が置かれているような運営を強いられているところにおいては、地域というものがスポイルされる傾向がやはり出てくる。そうしたこともカバーしながらやっていかないと、つまりバランスを考えていかないとやはり問題が出てくるのではないかと思います。ざっと散漫ですが、以上です。

【半田座長】ありがとうございました。引き続き神居委員よろしく申し上げます。

【神居委員】先ほどから、博物館・美術館の話が出ておりましたが、私は文化財等々の所有者でもございます。実は私がこの仕事を初めて四半世紀になりますが、私が平等院の住職をする前というのは、来館した方ほとんど、鳳凰堂に入っておまして、年間100万人近い人が鳳凰堂に入っておりました。私が住職になって何をしたかと言いますと、それらを全てやめました。まず、鳳凰堂に入る時間帯を1時間に3回、20分ずつ、1回50人に限定しました。少なくとも1,000年前の建造物であり、みていただくとわかる通り、一つの空間に最も国宝が集積した場所だと言われております。天然記念物である庭園、建造物、さらには美術工芸品、それは彫刻、絵画等々です。これらが現在も今のお家であっても年間それこそ1万人自分の家に入ってくる、それが100倍入っていたわけです。いわゆる見ていただく、また、公開という機会において、非情に懸念される事態が起きていた、というわけです。私は言ってみればこのような活用の仕方のシステムを作ることが非常に重要だと思います。そして、博物館と言われておりますは、元々あった場所から切り離されて公開するということになると思います。それとは違う、空間、場所、地域に密着したいいわゆる移

動させる人口ということにおいて観光は重要になるかなと思います。どこに何があってどういう状況か、ということが把握されているかということ、既に岡部委員、浅見委員がおっしゃったようにそうではない、そういったことを把握することが必要であり、それに対しては人材等々が必要になると思います。現在、指定文化財に向けて京都府などではかなり時間的に担当者などに負担になっていると思います。それが完全かということ、そうではなく、抜け落ちているものもあるのであって、地域に根付いたそういった研究や調査システムも必要かと思います。そして、活用は見てもらう、又は観光とよく言われますが、観光は明らかに消費を伴うものであり、文化財自体が消費されるとこれは元も子もない、本来の目的とは違うと思っています。そして、岡部委員が言われた、活用という中には当然、調査研究も活用であり、修理も技術者養成を含め活用になります。それらには当然、予算等も必要になりますので、そういったことの着地等も真剣に考えていただく必要があるかなと思います。修理を待っている所有者は非常に多くいます。また、私のところには、15年前から皆様、京都府、地域のおかげで宗教法人では最初期の登録博物館を運営させていただいております。夜間開館ということがありましたが、実は平等院1,000年続きますが、1,000前では夜間での拝観ということはありえなかったことです。ということで、従来の拝観とは全く違う価値を与えての拝観ということをしています。そういったシステムも含め考えていく必要があるかと思いますが、そういったことも含めて資源としてではなく、少なくとも物品にはストーリーがあります。例えば仏であるとか、職書であるとか、そういったことも含め、正しく理解、公開、宣伝（けんでん）、発信していくためのプログラム等々も組み上げていく必要があるのではないかと考えております。所有者として、それを保持していくものとして、活用していくものとして、そのようなことを考えております。また、センター機能の中にレプリカ、VRということが言われています。私たち、レプリカとコピーは違うと理解しています。少なくとも、鳳凰堂の中にある国宝は見えないものもごさいます。したがってそれを復元するために、材木、木挽（こび）きから始めるという実験もしておりますし、材木を例えばプールを作って2年間水中乾燥するというものもしております。また、今回、絵画の部門においては、復元のために顔料の大きさまで合わせた復元もします。ただ、それで完璧であるとも思っておりません。結局復元を行うのは、平成の技術者であり、平成の環境であるわけです。ですからそれらを差分しながら私たちは常にどうあるべきかを考えています。先に戻りますが、そういったシステム全体、コンテンツを含めて、先ほどのレポートで少しびっくりしたのは、コンサバターがない博物館というのは、7割なんだという、そこにお貸ししなきゃいけないのかという少しびっくりしたようなこともございます。是非そういったことも充実できるようなシステムを考えていくことができればと思っております。感想だけです。

【半田座長】 ありがとうございます。今までお三方に御意見をお伺いしましたが、引き続き佐野委員は保存技術の御専門というお立場も含めて御意見いただければと思います。

【佐野委員】 御紹介に与りました、東京文化財研究所の佐野でございます。私はこの中で唯一の保存科学系のバックグラウンドだと思います。それで、私の専門がそうであるよう

にみなさんのお勤めの方の専門はやはり文化財価値の見極めをしている、という専門性であり、本当にその専門性があるとお互いの専門性がぶつかり合って今まで文化財を守ってきたという関係であると私は考えています。今、この見直しというものを進めていく、特に観光の中での活用を進めていく中で、本当に必要になってくるのは医者と看護師であり、医者も少し増やしてほしいですが、看護師を山のようには増やさないととても進められないということだと思います。現在、じゃあコンサバターが本当にいないのか、ということにもう少しみなさん考えていただきたいと思うのは、現在の社会が自然科学崇拝に近い状態になっておりまして、根拠を自然科学的に説明したらみなさん納得したかのような気になっていますが、あれは間違いです。科学系の人間は仮説を立てまして、それに対して答えが合うように実験をやりまして、それで答えが合うから、これは証明された、その他の部分は私は知りませんよ、私は関係ありません、ということです。そうではなく、文系の物への取扱いは総合的に物を見るものであり、視点が全く違うわけです。その経験から、そしていろんな技術の読み取り、あるいは、技術を積み上げていった中での経験からのもの見極め、状態の見極めといったところが正にコンサバターだと私は思うんです。だから、もっとそれを効率的に組み立てていく考え方だけを身に着けていただければ、もっと全国的に看護師は増えると思います。ですので、そういう意味で研修というのはすごい重要です、それだけではなくて、かつて私たちは家庭科も図工も重要に勉強させてもらってますので、壊したら怒られるけれども壊すということはどういうことか分かってます。だから、手で物を知っています。経験で物を知っています。どうしたら倒れるかも知っている。でも、今はなかなかそういうことをしないまま来ているという中で壊したことの経験のない人に物を壊すなどいっても余り意味のないものです。だから今、OJTが非常に重要だと思います。だから、若手を育てるときにちゃんと職場で若手を育てられる仕組みというのが博物館の中でないと、それを看護師に持っていくのは難しいのではないかとという意味で私は技術と経験というものは非常に重視して考えていきたい、そして、最後に安全側の設計をしないためには、ゼロリスクはありえないのではないかと、ということを考えていただきたい。文化財の保存というのはみなさん、ゼロリスクを求めますが、そうすると、私たちは安全側の設計をするしかないんです。どこまで許容しますか、というお話をさせていただかないと、見直しをどこまでしますか、という答えまで私は行きつけないような気がします。リスクマネジメントとリスクコミュニケーションが非常に重要なのではないかと考えています。

【半田座長】ありがとうございました。では、続いて田辺委員、よろしくお願ひします。

【田辺委員】千葉市美術館の田辺と申します。千葉市が設立している地方自治体の美術館の学芸員をずっとやってまいりました。昨日の企画調査会にも参加させていただいたので、ヒアリングで文化財の所蔵者の方の声を聞くという会でした。そのほとんどの主張が管理・保存の費用が足りない、特に個人所有の方は切実で高齢化も進んでいるというようなお話が多かったように思います。美術館にしましても、千葉市美術館のような美術館は多いと思いますが、保存あるいは収集の予算は、観光地でもなく、地方自治体の美術館の中で保存・修理に関する予算は非常に限られています。

し、やはりコンサバターのいる美術館ではありません。先ほどのようなアンケートでも修復費用、収集費用が十分ですか、という問いがあれば、それは十分ではないと回答する美術館は公開承認施設においても多いのではないかと思います。ただ、一方で費用がないからできないと言っているのでは済まされない世の中になってきたのかなということも感じています。いろいろな資料を拝見していると、民間事業者が文化財活用に参画ということも解決案として述べられているわけですが、民間を動かすのであればなおさらしっかりと文化財保護ということ、その上で活用されることで効果が生まれる、利益が生まれるというシステムをしっかりと作っていかなければならないのかな、と思いました。従来、行政は最小限の予算で最大の効果という少し昭和的な考え方をしてきたように思いますし、できるだけ予算と人員を削って大きな効果を目指すということを強く考えてきたように思うのですが、もはや長くこれを継続していくためにはむしろもっと予算をかけて、それで大きな効果を生むというような方向性にもっていかないと全体的には行き詰まってしまうような気がしますし、実際に行き詰まるようなところがあるかと思います。こういうことはとても行政の苦手な考え方でもあったと思います。一方で展示や外に見える部分については、予算が比較的つくのに、保存等にはお金がかけてもらえないというような状況があります。佐野先生が看護師とおっしゃいましたが、その部分がある程度今は学芸員が担っていますが、作品の経過観察とこまめなケアをどのようにしていったらよいのか、行き場のないような気がしています。やはり、保存と公開が違う方向を向いているのではなく、保存から公開、それから効果というような視線が明確に出てくるといいのかなと思います。もう一つ申し上げたいのは、やはりいろいろな御意見やこちらの資料を拝見していると、国の機関が代表的な意見を作るということは理解できますが、十把一からげにしないというか、そういうところは気を付けていきたいところだと思いました。千葉県美術館では20年以上夜間開館をやっている、その中でもイベントを組み込んだりもしましたが、やはり入場者数はとても少ないですし、周りは人気も少なく、夜間歩いていると身の危険も感じるような、そういうときもあるくらいです。夜間開館やまた多言語化も、余りに外国人を見ないような都市で対費用対効果からしてどのようなことが最善策なのかということは検討の余地があるのではないかと考えています。ただ、地方都市として危惧されますのは、国がそう決めてしまいますと、それが県、市とおりてきてしまうことも多いので、そのあたりのやや細やかなケアをお願いしていければと思っています。それから、もう1つ付け加えて申しますと、レプリカの使用という、平等院さんのように復元に非常に真摯に取り組んでいるところもあるようですが、今、若者たちはネットで画像等も見られる、いろいろなものをヴァーチャルで見られる状態で、それが進んでいく中では本物を見るということ尊重する心が育たないと思いますし、また若者の心が文化財を守るということにもつながっていかないのかな、と思いますので、ヴァーチャルなものの扱いについては十分に方針を注意して、それと同時に若い世代の育成も視野に入れていくべきかな、と思っています。以上です。

【半田座長】ありがとうございました。引き続き、野口委員お願いします。

【野口委員】 根津美術館の野口です。私が今回、委員を拝命したのは、私立美術館の立場からの意見を求められているということも思いますので、本日はまず、当館のケースに基づいてお話をしたいと思います。国宝・重要文化財等の保存と活用に関わる問題が集約して表れている当館の所蔵品として尾形光琳の「燕子花図屏風」があります。毎年GWを挟んで1か月間の展示が恒例になっているんですが、かつては2週間、年によっては1週間の展示でした。展覧会自体を短くしたり、展示替えを行ったりしておりました。そうしたことをしていたのは、一つに作品の状態が余り良くなかったということがあります。顔料が剥落しやすい状態であったため、国庫補助を受けて修理がなされました。ほぼ時を同じくして、御存じのように当館は展示棟を新築しました。毎年1か月間の展示が恒例化したのは、新装開館以降です。それが可能と判断した要因として、作品自体の状態改善とともに、リニューアルに当たって全ての展示ケースがLED化され、低照度で作品が展示できるようになったのを始め、展示環境が非常に良くなったことがあげられます。そもそもリニューアルの計画が、作品の収蔵環境をよくしたいというところから始まったことも申し添えたいと思います。しかし一方で、毎年1か月の展示は、当館の7,400点余りの収蔵品の中でも、青銅器や石造仏ですとか、ほぼ常設展示をされている作品を除くと、最も展示機会の多い作品となっております。「燕子花図屏風」は認知度が高く、人気の作品で、年間の総来館者数の1/5、多い年には1/3が「燕子花図屏風」の展覧会のときに集まるという状況です。「燕子花図屏風」の公開は、当館の生命線といって過言ではありません。その一方、一昨年には尾形光琳の300回忌ということで、MOA美術館の「紅白梅図屏風」と相互に貸し借りして、それぞれ2か月間の展示、また今年の秋の京都国立博物館の国宝展にも、館内で協議を重ねた結果、2週間だけ展示することになっております。大正2年に西本願寺から売立に出され、当館コレクションの礎を築いた根津嘉一郎の所有になってからほぼ100年ぶりの京都への里帰りになります。いずれも歴史的に意義のある展覧会であり、作品の有意な活用と考えますが、展示期間の増加については、平成8年の取扱要項での年60日までというのをより所にしつつ、しかし実際のところ長期の展示が及ぼす影響は計測が難しく、作品の様子を見ながらその都度慎重に判断しているというのが現状です。展示環境が幾ら良くなっても、保存と展示公開に相反する要素があるのはやはり間違いなく、苦慮するところであり、今後どのような指針や方向性を見いだしていけるのか関心をもっております。当館での「燕子花図屏風」の展示に戻ると、毎年違った切り口の展覧会に仕立てて、作品の魅力を多彩に見いだしていくという努力を行っています。どういうテーマで、どういう他の作品と取り合わせるかによって、作品の見え方が変わり、美術史的な意義も変化して見える。こういうことも、展示という文化財の活用の局面でアピールしてよいことではないかと思えます。それに関連して、当館のリニューアルは外向けには建物や庭園がやはり注目されますが、実は、人的な投入もこのリニューアルを機に行われました。手薄だった分野を専門とする学芸員が新規に複数採用され、それによって、これまでほぼ秘蔵されていた作品に新たに光を当てて展示する、場合によっては修理をほどこして公開できる状態にする、あるいは新たな美術史的な価値を付加して学術論文とし

て発表する，そのような活動がリニューアルを機に活性化しました。作品を軸に，国内外に及ぶ研究者のネットワークも築かれています。文化財の活用にとって，専門的な人材は極めて重い役割をもちます。また，岡部委員や神居委員の御発言にもあったとおり，公開だけが活用ではないということは間違いなく認識しておりますが，展示公開が美術館にとって重要度の高い活用の仕方であるのも確かです。そうした適切な展示のためにも，保存に関する知識を備えた学芸スタッフの確保も含め，いかに収蔵品を後世に伝えていくかということがやはり重要だと強く自覚しております。もとより私立美術館の状況や活動も一様ではなく，一方で自助努力にも限界があることから，今回の議論の中で，国宝・重要文化財を含めた所蔵品を適切に保存，活用するための基盤整備への糸口がつかめればよいと思っております。以上です。

【半田座長】ありがとうございました。それでは続けて安村委員をお願いします。

【安村委員】私は何十年か前にアメリカのボストン美術館に調査をしたときにちょうど常設展示を行っておりまして，現地のキュレーターがこれは6か月飾るのよと言ってきて，そんなに飾って大丈夫なのか，と聞くとあと5年飾らなければ1年に1か月になるでしょ。と言っていた。総計展示日数という考え方があるんだな，とびっくりしました。これを日本美術に応用されているということが大丈夫かなと思います。私は体験的に掛軸は2か月以上飾ると本当にビンビンになって，かわいそうになる。巻くと折れるんじゃないかというくらいになって，そういうことをアメリカの人は余り感じていないのかと思いましたが，つい去年か一昨年に仙台市博物館で東北の震災復興のためということで，薬師寺が国宝の吉祥天女を1か月出したということがあり，これは大丈夫なのか，よく文化庁の許可がおりましたね，と聞いたら，その代わり来年以降，薬師寺で年に1週間飾っているところを3日間に限られてそれが何年も続くと言っていました。それは総計展示日数主義に文化庁がついに切り替えたのか，と私は危惧しておりまして，それと，吉祥天女は額装みみたいになっていたのだから，パネル状になったものと掛軸とはもち方が違うので，先ほどの材質別の検討ということがありましたが，材質だけではなく，形状による展示日数の検討というものもやはり必要なのではないかと思います。また，今，サントリー美術館で漆の展覧会をやっておりまして，御信宝を飾っておりますが，最後に模造のコーナーがありまして，この模造というのは形だけではなく，材質や制作方法まで研究してやっておられる，そういうのは確か文化庁ではずっと模造といういろいろなものを作っておられたと思うんです。それをあんまり活用していないのではないかとふと気づきまして，あの模造というのも久々に本物の後にみて，それなりの現代の名工，近代の名工たちがやっているのを見ると，材質，形状，作り方という説明があれば魅力的になるのではないかと思います。普通，複製やレプリカというと一般の方は通り過ぎるだけですが，そうではなく，その魅力というのは，先ほど平等院の方でも本質的な材質からこだわっておやりになるとおっしゃっていたのは大変素晴らしいことだと思うんですが，それを一般の人にもわかるように説明することを加えると見方も変わってくるのではないかと思います。ですから，そのようなことも模造品ということは今までのような単なるレプリカで本物ではないから代用

品という感じではなく、その当時の技術者の最高レベルですから、そういった技術の説明を加えれば、とても活用の方向があるのではないかと思います。最後にもう一つ、国宝・重要文化財の活用の仕方ということで、実は板橋美術館におりましたときに、著作権の切れた古美術に関しては画像を企業にどんどん使ってもらうような宣伝をしまして、朝日新聞は大きな記事を書いてもらいましたが、早速札幌のお菓子屋さんから注文がありまして、何で知ったのかと聞いたら、ちょうどその社長が朝日の夕刊を羽田空港で買って知ったということでした。実際に製品化されたんですが、そういう画像の貸出しということを通じて画像を貸し出して商品になれば、それはお菓子だったんですが、お菓子や文庫本の表紙等に使われておりまして、そうすると日本のいわゆる日常生活、全く美術に関心のない日常生活に画像が視覚で飛び込んでくることになる。人間というものは面白いもので、よく見る、見たことのあるものには関心を持って振り返るんですが、見たことのないものは素通りするんです。恐らく東京国立博物館の菱川師宣の見返り美人図はよく見るんですが、それ以外は全然見たことがないので素通りするんです。見返り美人図はなぜ知っているのかというと、切手になったりCMでも使用したりしたはずです。そのように日常生活の中に画像を盛り込んでいけば、もっと効果的なものになるのではないかと思います。1月から5月まで茅場町のビルを使ってポストン美術館のコレクションの画像を使ってデジタル浮世絵という展覧会を行ったんです。これは浮世絵なんて全く関心のない、興味のない10代、20代をターゲットにした展覧会なのですが、幸いなことに会場の撮影を全て許可したら、SNS等で広がり、私の美術館関係の人がいったら若い人たちばかりがいてなんてことをやるんだ、という人がいました。それはいわゆる浮世絵を拡大したり動かしたりしたんです。愛之助さんの解説を入れ、とにかく浮世絵というものの存在を知ってもらおうという試みをやったんですが、そういう画像は消費することないんです。初日行ったときに日本橋の川を仮設してあってそこに亀と鯉が静止画像で写っていたので、それはダメだ、動かせ、と言ったら翌日には動いていました。それはプログラムを変えればぱっと動く、そういう反応の良さというのは今まで実物しか扱っていない私たち学芸員にとっては驚きで、こんな方法もあるんだ、と思って感動しました。これを今、海外展開をしようとするくらいでいまして、海外の人にとって日本の浮世絵とは非常に身近なものであり、それがきっかけとなって浮世絵に関心をもってもらえれば、日本文化に関する関心が増えてくるのではないかと思います。若者をターゲットということでは、みなさん御承知の刀剣ブームが盛り上がり、刀剣女子が発生したのは画像関係の漫画であり、物を守るということも大事ですが、画像なら痛まない、そういうものの持っているイメージなりを別の活用をすることによってもっと面白い展開ができないかということも考えておりまして、そんなことを少しWGでどの程度役割を果たせるか分かりませんが、私の考えているところでございます。

【半田座長】ありがとうございました。太下委員、お願いします。

【太下委員】このこれからの国宝・重要文化財等の保存と活用の在り方等に関するということで、当然、今まで以上に保存と活用をしっかりとやっていこうということで、プログ

ラムを考えて更に財源を捻出していこうということになるかと思いますが、その前提として大事なことがあるのかと思いました。2点申し上げたいのですが、1つは国民がこのような国宝・重要文化財をもっと見たい、知りたいというニーズに何らかの形で答えていく必要があるのではないかと、ということ。2つ目はそういった意識、関心をもっと喚起醸成していくことが必要ではないかということ。1点目のもっと見たい、知りたいというニーズに応えていくことはもっと公開せよという単純なことではなく、今、安村委員もおっしゃったデジタルアーカイブというように、アーカイブの整備が必要なのではないかと思いました。御案内のとおり、ヨーロッパではヨーロピアーナという名称で、国を超えなおかつ、パブリック、プライベート問わず大きなアーカイブが構築されつつあります。このアーカイブを通じてある程度様々な文化的資産に関する情報が入手しやすい。さらに、そこからリンクで飛ぶことによって今、どの美術館で見ることができるのかいうところまでわかるようになってきています。是非、日本の国宝・重要文化財についても、国宝・重要文化財だけに限らず、民間所有のものも接続する形で文化財に関する基本的な情報を提供するとともに、今それが見ることができるか見られないのかというところまでわかるようなナショナルアーカイブが必要かと思います。当然、こういったものを作った上で学校教育でも積極的に活用していくことが必要なのではないかと思います。先ほど安村委員からも画像の活用という話もありましたが、ヨーロピアーナではやっていないと思いますが、実はアメリカでは、アーカイブというものがビジネスと接続しています。どういうことかということ、アーカイブ自体は非営利の活動になっていますが、アーカイブにおいてそんなに高密度ではないデータの画像が提示されている。当然これを見ること自体はただですが、この画像やこの画像データに関心を持って活用したいという企業等第三者が出てきたときに高密度なデータは別途有料で提供するという二層のシステムになっているのです。こういった仕組みで先ほどのナショナルアーカイブに民間事業と接続することができれば、国宝・重要文化財に対する意識や関心とともにそれを活用する民間ビジネスを派生させることも可能になっていくのではないかと考えています。もう1点の国民の意識を喚起・醸成していこうということについては、恐らく、アンケート等で国民に「国宝・重要文化財は大事だと思うか」という問いかけについては、ほとんどの回答者は大事だと答えると思います。一方で、ここ一年間で国宝・重要文化財を御覧になりましたかと聞くと多分、記憶は相当曖昧ではないかと思います。確かあの展覧会に出品されてたのじゃないかな、という程度ではないかと推測します。まだまだ国宝・重要文化財に対してもっともっと関心をもっていただけではないかと、そんなポテンシャルがあるのではないかと思います。例としては、御案内の方多いかと思いますが、最近刀剣に対して若い女性の関心が高くなっています。私は、今朝まで山形県の鶴岡市にいたのですが、そこで昨年、国宝に指定されている刀の展覧会をやったところ、全国から若い女性がわんさか集まってきて、その美術館はびっくりしたということでした。この背景として、いわゆるゲームやアニメとかで刀剣が取り上げられているところだにあるのだと思います。ミュージアム自体がそういったアニメやゲームの要素を取り入れる必要は必ずしもないと思いますが、仮にも

し、刀剣の企画展をするのであれば近隣の施設等と連携するなど役割を分担しながら、ミュージアムではきちんとアカデミックな形でアカデミックな形で刀剣を展示し、その徒歩圏内に別の施設が例えばゲームなどの視点から展示をするなど、役割を分担して、国宝・重要文化財の意味や大事さを普及していく活動も大事なのではないかと思います。また、別の例で言いますと、昨年、有田焼の皿山 400 周年ということで、有田でいろいろな催しがありましたが、九州陶磁文化館においても大規模な展覧会をやっていて、その中庭で現代作家における有田焼の食器を使って食事ができるという特別な仮設運営のレストランがありましたら、それは予約が取れないくらいの大人気でした。先ほど、模造やレプリカなどという議論がありましたが、貴重な技術や技法がある場合、それを修復という意味においても今日まで継承していかなければならないというときに、アカデミックな領域で継承していくことも大事かもしれませんが、それを現代作家の現代的な表現に使っていくということも大事ではないかと思います。現代作家の作品ですから、重要文化財のような形ではなく、取扱いに注意すれば、普通の食事でも使うことができると思います。そのような機会の創出を通じて、重要文化財的なものをもっと身近に感じるという場面を作っていくことも大事なのではないかと思います。そういった活動をしていく上でも 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されてそこで文化プログラムが全国様々で実施される機会があります。前回の 1964 年の東京オリンピックのときも、日本の国宝は大々的に展示されて世界中の多くの方に御理解いただいたということもありますので、是非 2020 年に向けてもう一回そういった活動を今日的な形でできればと思っております。以上です。

【半田委員】 各委員から感想と意見というスタンスでコメントを頂戴しました。ありがとうございました。そろそろ予定の会議時間が迫ってきましたけれども最初に事務局の方から御説明のありましたWGのこれからの方向性を踏まえた中で各委員から御意見を頂いたんですが、浅見委員はいろいろやっている東博でのお立場でしたが、やはり文化財を活用していく上ではベースになる地域の文化財を含めた悉皆調査が必要だとおっしゃっていただきました。その中からやはり活用というか、見せていくに足りる新しい文化財の価値を見いだしていくためには地道な悉皆調査が必要だということだったと思います。岡部委員からは、やはり日本の今残っている文化財というものは残ってきたということではなく、残されてきたものだというところということは、言葉を換えてみれば残してきた人たちということだと思います。やはり、それは野口委員や安村委員のお話にも通じますが、やはり、材質や形態というものをよく知っている人が見せてきた、見せることということは公開ですが、見せることが保存につながるということを考えてみると、言ってみれば物を守るために物を観察する時間というものがやはり日々の仕事の中で学芸員にとって必要であるということが日本で連年と守られてきた日常の中でもその営みと今の博物館の業務の中に少し温度差ができていかなと思います。しまっておくということが保存ということではなく、活用していく、公開していくということが保存の一つの劣化を観察してより大きな劣化の予防につながるという視点の中に活用というものがあるというお話があったかと思っております。神居さんからは、所有者としてのお立場もそうで

すがやはり観光というものとその文化をきちっと守っていくという，では守っていく文化とは何なのかというときに，仏像の話もありましたが，物の背景にある一つのストーリーや物が存在している意味も含めた日本文化というものを守っていく中で培っていく文化財というものをいかに保存して活用していくのかという課題を持たされているのかなと思います。

【神居委員】 30秒だけ追加でいいですか。実は私，佐野委員のゼロリスクはあり得ないという話はすごく正しいと思っていて，ですから，現時点で鳳凰堂の入館者は年間で10万人です。入ればカビも振動も二酸化炭素も様々に状態に対しての影響があります。ですから私は修理以前に必要なものはそのものの状態の把握，メンテナンスができるかどうかということがだと思っています。ですから状態把握，修理，メンテナンスという多層的に所有者若しくは管理者は必要でそれをどう活用していくが必要かと思っています。それと，修理に対しての公開ということがありましたが，これについては十分な議論が必要かと思っています。自分の先ほどの看護師と医者と言いましたが，では患者はないかというときに，伝染病の人若しくは手術中の人を公開するのかということ，自分の妻や夫の手術中の姿を公開するのか，若しくは命の誕生はすばらしいからと言って出産を公開するかというと，そういうことはないと思いますので，そのあたりは慎重に議論をしていただければいいかなと思います。

【半田座長】 ありがとうございます。佐野委員からは，経験や技術の積み上げによって，状況対の見極めが可能になり，それがコンサバターの役割を担うことができる，そのためには研修が重要である。文化財の保存にはリスクマネジメントとリスクコミュニケーションが重要である，との御意見を頂きました。田辺委員のお話で印象に残ったのはやはり，このようなWGの出した方針や検討結果を国が受けて，国の方針として国民にお示しになるというところについては，やはり細やかなところに対する心配りというものというはやはり小さな規模の博物館の実情であるとか，そういったものがベースになってそれを吸い上げた形になった方向性を示していくことが必要なのではないかという御指摘だったと思います。野口委員からは，根津美術館のリニューアルを契機に，燕子花図の周辺にある人事交流も進んで逆にスタッフも増員されたということでやはり修理や公開という物を取り巻く一つのマネジメントシステムの発展の仕方というものもあるなというふうに思いました。安村委員の話で浮世絵をデジタル化することによって非常に脆弱な資料というものを広めていく一つのPRの仕方という物に対するこれからのレプリカや模造であるとかと言ったものに対する考え方の大きなヒントを頂いたのではないかと思います。もう一つはやはり公開や活用というレベルでの話題だけでビジュアルと連携するのではなく，保存という面においてももっと積極的に，今の神居委員のお話とも少し関連しますが，文化財が岡部委員のお話に出ていた守られてきたんだというところについてのメディアとの連携も求められていくのではないかと思います。太下委員が最後におっしゃったアーカイブについては，最初に浅見委員が御提示された悉皆調査がなければコンテンツの充実というのはいえなわけですから，やはりできあがったアーカイブの活用が図られてビジネスにも応用が利いていくというためには，やは

りアーカイブのコンテンツの質を高めていく、クオリティが求められるというところがこれからどのように考えていく必要があるのかという貴重な御意見でした。結局、人・モノ・カネだねと言ってしまうと、身もふたもないですが、そのようないろいろな制約がある中でこの保存と活用というものを何となくこのWGのテーマだと保存と活用に関するというと保存と活用が対立語として並んでいるようなニュアンスとして一般の方は受け取るかもしれませんが、保存も活用と結びつく一つの観念的な概念の中で文化財の活用というものがどのようになされていくべきなのか、ということをお次からの議論でまた深めていければと思います。座長の不手際で時間が少し超過してはいますが、いったん、事務局にお戻ししたいと思います。

【袴田専門職】 座長がおまとめいただいた後で大変恐縮でございますが、机上に配布させていただいた資料の中で、本日御欠席されている佐々木委員からも御意見を頂いておりますので、簡単ですが、御紹介させていただきたいと思っております。一つ目の柱の中の国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方についてという部分において、美術館・博物館等における開館時間の延長、開館日数の増大、ユニークベニューとしての活用など、新たな需要に対応する公開の指針が必要という御意見を頂いております。二つ目の柱の中の文化財（美術工芸品）の保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携の方策等についてという部分において、県立の美術館・博物館や都道府県教育委員会に、文化財保存修復の専門職員を配置。都道府県内の様々な施設や所有者からの相談に対応する、都道府県及び指定都市の教育委員会に上記の仮称「文化財（文化資源）コーディネーター」配置し、保存と活用が両立するよう相談にのり、助言を行い、地域振興、観光振興策と連携するという御意見を頂いております。また、国の文化財公開・活用に係るセンター機能の在り方についてという部分について、保存・活用を両立させるためには、所有者・機関等からの相談を受ける窓口・センターが不可欠。上記の仮称「文化財コーディネーター」が専門的見地から、現実的な対応を提案する、という御意見を頂いております。三つ目の文化財の持つ力を社会に活

(い) かしながら保存を図るための方策として、先端の科学技術と連携した文化財（美術工芸品）の新たな公開・活用方策についての部分では、実物の文化財の保存・活用と併行し、文化財のデジタルアーカイブ化、VRや「クローン文化財」による公開・活用も展開。一定の補助金のもとで計画的に推進する、著作権の切れた文化財については、デジタルアーカイブ化によるオープンデータ化を進め、商業利用等の促進を図る、といった御意見を頂いております。裏面でございます。三つ目の柱の中で、学芸員等の専門性向上を含めた修理・保存・活用を促進するための人材育成・確保についてという部分において、学芸員や司書、文化財行政、保存修復等の専門性を前提に、総合的に文化財の保存・活用を推進できる新たな専門人材が必要、地域包括的、分野横断的に助言、コーディネートを行い、保存と公開を両立させ活用を推進する、人材養成は、大学、美術館・博物館、文化財機構等により連携専門職大学院のコースを開設し、現職を含め養成するといった御意見を頂戴しております。

【半田座長】 ありがとうございます。そうしましたら、一応、本日のWGとしてメインの検討

は一区切りということで改めて事務局に戻します。

【袴田専門職】 ありがとうございます。今後の進め方について御説明させていただきます。今後の開催日程でございますが、第2回は7月13日（木）10時～12時、第3回は7月19日（水）15時～17時を予定しております。開催案内等につきましては、別途お送りさせていただきます。また、本日たくさんの御意見を頂戴しましたが、追加で御意見がありましたら、メールで構いませんので、6月28日（水）までに事務局にお寄せいただければと存じます。本日、机上に参考資料と委託事業の報告書冊子を配布させていただいておりますが、次回以降も使用させていただきますので、机上に残しておいていただくか、次回もお持ちいただければと存じます。また、半田座長から配布いただきました資料については、お持ち帰りいただいて構いません。よろしく願いいたします。以上でございます。

【半田座長】 それでは第1回WGを閉会します。皆さま、ありがとうございました。